

市民よろず相談

こんなお悩みありませんか？

- ★ 屋根からの落雪で、隣家とトラブル・・・どうしよう？
- ★ インターネット掲示板に悪口を書かれた！
- ★ 交通事故の示談交渉が進まず、時間だけが過ぎていく・・・(汗)
- ★ 自宅が築3年で雨漏り、設計ミスでは？！
- ★ 行政機関とのトラブルって、どこに相談すればいいの～～(涙)
- ★ 土地の賃貸契約を解除したいが、相手が応じてくれない！

どんなお悩みも、

無料でお伺いします！！



法律
相談

人権
相談

行政
相談

不動産
相談

建築
相談

各部門の専門相談員が、あなたのお悩みを親身にお伺いします。

★詳しくは、裏面を御覧ください★

市民よろず相談とは・・・？

市民の皆さんの様々な問題に、法律相談以外にも行政、人権、交通事故、不動産、建築など、各分野の専門相談員が解決に向けて助言を行います。

開催日 原則毎月第3水曜日 詳しくは【はんのう よろず】で **検索**
※日程表を掲載しています。

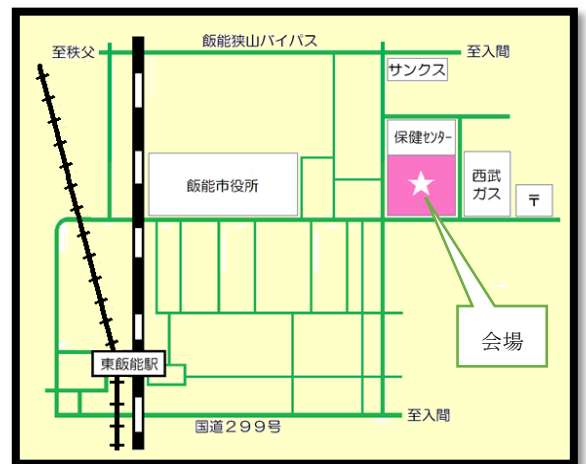


相談時間 午前10時～午後3時 ※受付時間は午前8時30分～午後2時です。

開催場所 飯能市総合福祉センター

申込 当日先着順

費用 無料



- ※ 相談時間は弁護士・司法書士による法律相談が30分（午前・午後3枠ずつ）、それ以外は50分（午前・午後2枠ずつ）です。
- ※ 市民よろず相談は、問題解決に向けての方法や手続きなどのアドバイスや方向性のお話をさせていただくことが目的です。相談内容によっては、一度の相談で問題解決に至らない場合もあります。
- ※ 相談員との個人的な契約を結ぶことは出来ません。
- ※ 市民よろず相談では、弁護士などの紹介は行っておりません。

↓詳しくは、下記までお問い合わせください↓

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
生活支援係（せいかつしえんかかり）
TEL 973-0022（代表）

